

令和7年第1回 飯塚市議会会議録第1号

令和7年2月20日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第1日 2月20日（木曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）入札制度について

（2）情報公開について

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）図書館について

（2）虐待の予防事業について

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）自然環境保全対策について

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

（1）産業振興について

第5 令和7年度施政方針説明

第6 議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

1 議案第 1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）

2 議案第 2号 令和6年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第3号）

3 議案第 3号 令和7年度 飯塚市一般会計予算

（ 令和7年度一般会計予算特別委員会 ）

4 議案第 4号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算

5 議案第 5号 令和7年度 飯塚市介護保険特別会計予算

6 議案第 6号 令和7年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算

7 議案第 7号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算

8 議案第 8号 令和7年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算

9 議案第 9号 令和7年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算

10 議案第10号 令和7年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算

11 議案第11号 令和7年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算

12 議案第12号 令和7年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算

13 議案第13号 令和7年度 飯塚市水道事業会計予算

14 議案第14号 令和7年度 飯塚市工業用水道事業会計予算

15 議案第15号 令和7年度 飯塚市下水道事業会計予算

16 議案第16号 令和7年度 飯塚市立病院事業会計予算

17 議案第17号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例

18 議案第18号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例

- 19 議案第 19 号 飯塚市不当要求行為等対策条例
- 20 議案第 20 号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 21 議案第 21 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 22 議案第 22 号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 23 議案第 23 号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 24 議案第 24 号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 25 議案第 25 号 飯塚市宿泊税交付金基金条例
- 26 議案第 26 号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例
- 27 議案第 27 号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 28 議案第 28 号 飯塚市こども審議会条例
- 29 議案第 29 号 こども・若者プラザいづか条例
- 30 議案第 30 号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例
- 31 議案第 31 号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例
- 32 議案第 32 号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例
- 33 議案第 33 号 飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 34 議案第 34 号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例
- 35 議案第 35 号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 36 議案第 36 号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 37 議案第 37 号 契約の締結（相田公営住宅 1 棟目建設工事）
- 38 議案第 38 号 財産の取得（デスクトップパソコン一式）
- 39 議案第 39 号 財産の取得（ノートパソコン一式）
- 40 議案第 40 号 土地の処分（栗尾工業団地北側）
- 41 議案第 41 号 土地の処分（平恒地区工場適地）
- 42 議案第 42 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 43 議案第 43 号 市道路線の認定
- 44 議案第 44 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 8 号））
- 45 議案第 45 号 専決処分の承認（令和 6 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 4 号））

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより令和 7 年第 1 回飯塚市議会定例会を開会いたします。

去る 1 月 11 日にご逝去されました故田中英美議員に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。皆さん、ご起立をお願いいたします。黙祷。

（ 黙 祷 ）

お直りください。ご着席をお願いいたします。

(議長交代)

○副議長 (兼本芳雄)

故田中英美議員への哀悼の誠をささげるため、本議場より追悼の言葉を贈ることといたします。
江口 徹議長。

○議長 (江口 徹)

追悼の言葉。飯塚市議会を代表し、故田中英美議員のご逝去を悼み、謹んで哀悼の意を申し上げます。

英米議員、あなたは、筑穂町役場の職員として、様々なまちづくりの現場で活躍されました。そして役場を退職されても、筑穂まちづくり協議会会長や、自治会連合会会長、社会福祉協議会会長等を歴任され、飯塚市や地域をよくしたいという真っすぐな熱い気持ちでまちづくりに取り組んでこられました。

そして、その思いの強さから、市議会議員選挙に78歳で挑戦し、当選。その後、1年8か月、飯塚市議会議員として、経済建設委員長として活躍されました。

昨年夏以降、体調を崩されておられましたが、12月議会はきちんと出てこられ、職務を全うされた英米議員。そんな英米議員と最後にお会いしたのは、12月議会が閉会し、「また来年」と笑顔で市役所を去られた12月13日でした。まさか、この日が最後となるとは誰も想像していませんでした。

ご家族とお話をさせていただいても、今度はこれに取り組もうと考えがあふれていたこと、また、体調が悪くなってもなんとか元気になって職務に取り組み、任期を務め上げるのだとの強い思いがあったとお聞きしました。その思いがある中でのご逝去は、ご本人が一番無念だったと思います。

そんな英米議員のことですから、きっと、今でも、天上からご家族と飯塚市の未来に思いをはせておられることと思います。

あなたが愛した故郷飯塚市への思いは、私たち飯塚市議会がしっかりと受け止め、引き継ぎ、飯塚市発展のために全力を尽くしていくことをここにお誓いいたします。

最後に、田中英美議員のご冥福を心よりお祈り申し上げ、追悼の言葉といたします。英米議員、ありがとうございました。安らかに眠りください。

令和7年2月20日 飯塚市議会議長 江口 徹。

(議長交代)

○議長 (江口 徹)

「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの28日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの28日間とすることに決定いたしました。

「行政報告」に入ります。武井市長。

○市長 (武井政一)

本日、令和7年第1回市議会定例会を招集するに当たり、12月市議会定例会以降、本日までの事務事業の概要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

まず、総務部について報告いたします。

消防につきましては、1月12日に市役所正面駐車場で「飯塚市消防団出初式」を、続いて福岡県消防学校で「飯塚市・嘉麻市・桂川町消防連合出初式」を行いました。飯塚市消防団780人、車両30台が参加し、団員の団結、士気の高揚を図りました。

暴力団排除・生活安全につきましては、1月30日に市民、関係団体等約350人が参加し、福岡県、桂川町、飯塚警察署と合同で「暴力団追放！地域決起会議」及び「飯塚地区暴力追放安全・安心まちづくり住民総決起大会」を開催いたしました。今後も警察、消防、ボランティア団体、市民の連携推進を図り、安心して暮らせるまちの実現に向け、積極的な運動を展開してまいります。

次に、市民協働部について報告いたします。

男女共同参画社会の実現を目指し、11月30日にイイヅカコミュニティセンターにおいて「サンクスフォーラム」を開催しました。「生きづらさを抱える女性や若者は今」をテーマにNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーむ理事長の赤石千衣子さんによる講演をはじめ、福岡県内で10から20代の女性を対象としたアウトリーチ活動等を行っている団体「パープルエイド」による実践報告を行い、194人の方に参加いただきました。

次に、市民環境部について報告いたします。

2月8日に「エコスタいいづか」を市役所本庁舎で開催し、約800人にご来場いただきました。今年も小中学校、高校、大学、環境団体などの協力により環境活動の展示、工作や体験ブースでの環境啓発を行いました。また、新たに地元企業にも参加いただき、各企業が実施されている環境活動などについて紹介いただきました。今後も、市民一人一人の環境に対する意識向上を図るため、環境保全活動の啓発推進に努めてまいります。

次に、経済部について報告いたします。

1月16日に栗尾工業団地への工場開設について、株式会社岡崎製作所と地元雇用や市内企業との取引拡大を内容とする立地協定書を締結しました。なお、同日付で、同者と環境保全協定書を締結しております。

昨年、立地協定書を締結した株式会社さかえ屋の新工場開設について、1月21日、株式会社さかえ屋、株式会社シャトレゼホールディングス、株式会社シャトレゼ及び福岡県とともに記者発表を行いました。

新産業の創出及び人材育成につきましては、11月9日から約3か月間、人材の育成及び地域経済の活性化等に関する連携協定に基づく事業として、九州工業大学及び立命館アジア太平洋大学（APU）の学生並びに近畿大学の学生16名がチームを組み、市内企業等4者の企業課題について、ワークショップ形式で課題解決に取り組み、2月13日に4者に対し解決案の提案を行いました。

また、11月29日に、「フクオカ・ブロックチェーン・アライアンス2024」を開催し、一般企業や大学、市民の方々、関係者など約70人の参加の下、ブロックチェーン技術を用いた事業展開を行う企業のプレゼン発表と企業間の交流を行いました。

原油価格高騰の影響を受けている運送事業者の支援を目的とする飯塚市運送事業物価高騰対策支援補助金につきましては、運輸局への一般貨物自動車運送事業の許認可、または貨物軽自動車運送事業の届出を行っている法人、個人の事業者から申請期限の1月31日までに145件の申請を受け付け、随時補助金の交付を行っております。

11月24日から1月17日まで、まちなかイルミネーション大作戦実行委員会、飯塚片島まちづくり協議会が主体となり、「まちなかイルミネーション大作戦」が実施されました。初めて参加したシルバー人材センターによる竹灯籠のツリーも設置され、中心商店街へ続く緑道公園等が青やオレンジの光で包まれました。

1月3日に旧伊藤伝右衛門邸において特別無料開館を行い、帰省された方など323人が来館されました。

2月1日から、「いいづか雛のまつり」を各商店街、旧伊藤伝右衛門邸、歴史資料館など15会場で開催し、各会場には、連日多くのお客様が来場しております。

物価高騰による農業経営への影響を軽減し、営農継続の支援を目的とする農業物価高騰対策支

援金につきましては、農業者、農業法人、畜産事業者等から申請期限の1月31日までに585件の申請を受け付けました。今後は、申請に基づき支援金の額を決定し、3月末までに支給する予定です。

次に、こども未来部について報告いたします。

1月31日に、のがみプレジデントホテルにおいて、「こどもの虐待防止講演会」を開催しました。前年度に引き続き、長年にわたり虐待などでトラウマを受けたこどもの心理臨床活動に取り組まれている山梨県立大学特任教授の西澤 哲さんを講師に招き、「アタッチメントの理解と支援～虐待・ネグレクトを受けたこどもたちを中心として～」と題し講演いただき、223人の参加がありました。

次に、福祉部について報告いたします。

2月9日に、コスモスコモンにおいて「フレイル予防講演会」を開催しました。東京大学高齢社会総合研究機構機構長であり未来ビジョン研究センター教授の飯島勝矢氏を招き、「人生100年時代を元気で乗り切るために～フレイル予防はまさにまちづくり～」と題し講演いただきました。約480人参加の下、フレイル予防に必要な社会参加の重要性について理解を深めることができました。

次に、都市建設部について報告いたします。

飯塚市防災（浸水）対策基本計画に基づき、浸水被害軽減を図るために実施しております徳前南排水ポンプ場新設（機械）工事ほか3件につきましては、出水期前の令和7年5月完成に向けて業務を進めております。

また、災害復旧工事では、昨年8月、11月の豪雨により被害を受けた農林業施設等4か所のうち1か所につきましては、本年度中に完成いたしますが、3か所については繰越事業にて対処し、早期完成に向けて業務を進めてまいります。

そのほか、通学路の安全対策にて実施しております立岩・上三緒線道路改良（5工区）工事など各工事につきましても年度内完成に向け業務を進めております。

次に、教育委員会について報告いたします。

1月12日に、コスモスコモンにおいて、「二十歳を祝う会」を開催し、本年度二十歳を迎える1230人のうち803人の参加の下、厳肅な雰囲気の中、二十歳の門出をお祝いしました。

1月28日から31日まで、市役所本庁舎1階多目的ホールにおいて、「MOA美術館嘉飯桂児童作品展飯塚地域展」を開催し、多くの見学者が訪れました。

以上が12月市議会定例会以降、本日までの事務事業の概要であります。

本定例会に提案申し上げます案件は、令和6年度補正予算議案2件、令和7年度当初予算議案14件、条例議案20件、人事議案23件、専決処分の承認議案2件、その他の議案7件、報告1件であります。

それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長（江口 徹）

常任委員会に付託していました「入札制度について」、「情報公開について」、「図書館について」、「虐待の予防事業について」、「自然環境保全対策について」及び「産業振興について」、以上6件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17番 吉松信之議員。

○17番（吉松信之）

総務委員会に付託を受けています調査事件2件について、審査結果を報告いたします。

「入札制度について」は、執行部から、「印刷業務発注件数及び落札金額集計表」の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、令和3年度から5年度の印刷業務の実績において、令和4年

度は他の年度に比べ、発注件数が少ないにもかかわらず、落札金額が高額なのはなぜかということについては、新型コロナウイルスワクチンの予防接種券を送付するための封筒を令和4年度に作成したため、高額になっているという答弁であります。

次に、福岡県においては、過去に印刷業組合から、前回の委員会で資料として提出された印刷業務の入札に関する要望書と同様の要望を受け、印刷業務の契約制度を物品購入制度から製造の請負制度に速やかに変更しているが、これを受けて本市としてはどのように考えるのかということについては、福岡県と本市では事業者数や発注件数に大きな差があること、また、他の自治体においては、製造の請負で行っているところ、本市同様、物品購入で行っているところ、それらを複合して行っているところと様々あり、それぞれの自治体でそれぞれの事情に合わせて考えていく必要があると考えているという答弁であります。

次に、予定価格はどのように設定しているのか、また、その価格は適正価格になっているのかということについては、予定価格は取引の実例価格や需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めることとしており、具体的には、入札に参加する指名業者からの参考見積りの徴取や他の自治体の入札状況の調査など、様々な調査を行った上で決定している。また、印刷業務は「物品」として発注しており、納品までにかかる経費が幾らかといった判断はしていないという答弁であります。

この答弁を受け、経営に危機感を持ち要望書を提出した地元業者の状況をよく見て、福岡県のように制度を改正してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、これまで執行部から、「総合評価落札方式における受注者への罰則強化」、「物品・役務の電子入札導入」などの入札制度の改正内容、「総合評価落札方式の評価項目一覧」、「総合評価落札方式における工事成績評定」など現状の入札制度の内容、公契約条例や印刷業務の指名競争入札に関する要望書などについて説明を受け、調査してきたが、この間、執行部においては、「飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準の特定建設業許可を条件とする設計金額」や「変動型最低制限価格方式の算定方法」を改正するなど、入札制度の改善に向けて努力されてこられたことは評価すべきものと考えている。

今後も市内業者の育成を図るとともに、品質、競争性、公平性を確保しながら、適正な制度を維持していくようさらなる努力をしていただくことを要望し、本件については調査終了としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、本件については全会一致で調査終了とすることに決定いたしました。

次に、「情報公開について」は、本件全般について、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、メール等を利用した情報公開方法については、繰り返し大量の情報公開請求が行われるなど濫用的な請求につながる可能性があり、それを防ぐべきでないことから、今のところできないということだが、大量の情報公開請求は現状の公開方法でも可能であり、請求者の利便性や情報公開に対応する職員の労力等を考えても対応すべきではないかということについては、一部例外のために市民ニーズを阻害するような考えはないため、大量請求への対応策を鋭意研究し、できるだけ速やかにメール等を利用した情報公開に対応できるよう事務を進める。また、情報公開請求する必要があるよう、広く一般的な情報公開の強化についても併せて検討していくという答弁であります。

次に、附属機関の会議については会議録が作成されている一方で、執行機関として会議や打合せを行った際に必ずしも協議の記録が作成されていないことがある。協議の記録を作成することは必要だと考えるが、現在の取扱いはどうになっているのかということについては、出張した会議であれば復命し、その他の会議や打合せについては関連する決裁を取る際の決裁文書に協議の内容が盛り込まれ、所管の長が責任を持って管理しているものと考えており、積極的な情報公開に資する資料として会議録を作成するといった位置づけは行っていないという答弁であります。

この答弁を受け、協議の記録が適切に作成されているかを確認できるような仕組みを検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、これまで執行部から、「飯塚市情報公開制度の概要」、「情報公開請求の年度別決定件数及び公開決定までの平均日数」、「飯塚市情報公開の運用状況」などの報告を受け、調査してきたが、この間、執行部においては、飯塚市情報公開条例解釈運用基準を改訂し、各種審議会等の会議開催時には広く市民に周知するため、おおむね1週間前までにホームページ等で周知するようにしたこと、会議録の公表方法について、市民が会議の内容を把握しやすいよう発言者の表記方法を統一し、会議開催後おおむね1か月以内には会議資料を添えて公表するようにしたことなど、住民の知る権利の保障のために努力されてこられたことは評価すべきものと考えている。

今後は、市民のニーズを把握し、積極的に市民が求める情報の公開に努めるとともに、情報の電子化を推進し、情報公開請求に対する情報の公開をメールで実施するなど、請求者が来庁しなくても公開できるような手法について引き続き検討していただくことを要望し、本件については調査終了としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、本件については全会一致で調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「入札制度について」及び「情報公開について」、以上2件の委員長報告は、いずれも調査終了であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件2件は、いずれも調査終了とすることに決定いたしました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。24番 金子加代議員。

○24番（金子加代）

福祉文教委員会に付託を受けています調査事件2件について、審査結果を報告いたします。

「図書館について」は、本件全般について、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、コミュニティセンターは1階の図書館と2階の廊下が吹き抜けでつながっており、2階の音が図書館に聞こえてくるという苦情があっているとのことだったが、今回の改修でどのような対応をするのかということについては、2階の吹き抜け部分に透明の壁を設置し、騒音防止及び空調効果が改善されるよう改修するという答弁であります。

次に、コミュニティセンター改修の際に、図書館で長く快適に過ごせるように、どのような改修を検討しているのかということについては、小さなこどもに読み聞かせができるような「お話コーナー」の改修、多目的トイレを含む館内トイレの拡張及び改修、閲覧カウンターの新設などを検討しているという答弁であります。

次に、これまでの審査で、コミュニティセンター学習室の拡張や利便性の向上を求める意見があったが、どのような検討を行ったのかということについては、今回の改修工事で、情報機器等を使用可能とするための改修やサイレントルームへの改修を基本設計に反映したが、工事費の高騰及び市の財政状況を鑑み、今回の改修工事は、主に施設の老朽化対策を基本とするため、見送ることとなった。また、学習室でスマホ・タブレット等の電子機器の使用を可能とするよう、運用方針の見直しを指定管理者と協議しており、Wi-Fiの使用についても、関係各所と協議を

継続して行うという答弁であります。

次に、これまでの審査で、子ども図書館整備事業の財源については、国・県の補助金や有利な起債を調査検討しているが、見つかっていないという答弁があったが、どのような状況なのかということについては、現在も財源に係る有力な情報が見つからないため、本事業の見通しが立っておらず、来年度以降の予算化も難しい状況である。また、子ども図書館に改修予定であった穂波図書館は、現行機能のまま、施設を維持・管理していく予定だが、空調・電気設備等の老朽化が著しいため、施設改修の必要性が高くなっている。今後、関係者や地元自治会等に対して、現状や今後について説明を行っていくという答弁であります。

次に、これまでの審査で、交流センターで図書資料の貸出・返却ができるような活用策を見出してほしいとの意見があったが、どのような検討を行ったのかということについては、団体貸出制度の利用を検討したが、図書資料の配架場所の確保や管理、貸出・返却業務に対応する職員の確保等、課題が多いと判断した。飯塚図書館休館中に購入する新刊本等の貸出しは、他の図書館での対応と併せて、図書館スタッフが交流センター等を巡回する形で実施できないか、指定管理者と協議しているという答弁であります。

次に、国や県、桂川町等にある電子図書館を利用できないのかということについては、国・県の電子図書館は利用可能であり、県立電子図書館は、オンラインでの利用者登録も可能となっていることから、利用方法等を周知していく。桂川町の電子図書館は、飯塚市民は利用できないが、広域での利用も視野に入れて、嘉飯圏域定住自立圏連携事業として、検討していくという答弁であります。

次に、指定管理者制度による図書館運営をどのように評価しているのかということについては、指定管理者は、所管課と協議や情報共有を丁寧に行った上で、図書館の各種事業やイベント等を、新規事業も含めて、積極的に実施し、利用者の確保等に努力している。また、図書館運営のために必要な司書資格を持つ職員を多数配置しており、職員の接遇は、利用者アンケートで、「満足している」という回答が9割を超えているなど、本制度導入は大変良好であると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、これまで執行部から、「学校図書館との連携について」や「公共図書館のDX推進に係る取組について」、「嘉飯圏域定住自立圏連携事業について」などの報告を受け、調査してきたが、この間、執行部においては、団体貸出等の学校図書館との連携、お話会の実施等の子育て支援サービスの取組、庄内図書館2階を学習スペースとして開放したことなど、図書館が、地域の人々や子どもたちの居場所となるよう、また、市民サービスの主要拠点となるよう、さらなる改善に努めてこられたことは評価すべきものと考えている。

今後は、学習スペースの拡張や通信環境の改善、交流センターで貸出・返却ができるような仕組みづくりの検討、移動図書館や電子図書館導入に向けた調査検討を進めることを要望する。

なお、本委員会で審査を重ねてきた子ども図書館については、予算化が難しい状況とことから、財政状況に見合う、予算やタイミングを考慮し、様々な方向性を含めて検討するよう要望し、本件については調査終了としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、本件については全会一致で調査終了とすることに決定いたしました。

次に、「虐待の予防事業について」は、本件全般について、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、産前・産後生活支援事業は利用登録の方法を検討するとのことだったが、どのような状況なのかということについては、事業の利用拡大と妊産婦の負担軽減を目的に、令和6年度より親子健康手帳の交付時に「飯塚市産前・産後サポート事業利用券（12回分）」を交付し、利用希望者が、直接、市が委託した事業者を利用申込みを行う方法に変更した。登録兼利用申込書の記入については、事業者が初回訪問時に、利用者に記入してもらうことで、妊産婦が来庁しなくても事業が利用できるように改善したという答弁であります。

次に、こども食堂と民間団体との連携は、どのような検討が行われているのかということにつ

いては、現在、NPO法人や社会福祉協議会などの民間団体と連携して、支援物資の物流拠点を本市に置くことで、食材の確保ができ、こども食堂を実施しようとする者が、いつでも、どこでも、開催できるような仕組みづくりや、地元企業の賛同による寄附金受入れの仕組みづくりについて検討しているという答弁であります。

次に、こども食堂は、虐待予防の一環という意義も含め、どのように位置づけているのかということについては、こども食堂は、こどもの居場所づくりとして、こどもが一人でも、無料、もしくは低額で行ける食堂であり、食事の提供や、孤食の解消、学習支援、地域の交流の場などの役割を果たしており、虐待予防もその役割の一つであると考えているという答弁であります。

次に、令和6年度より実施している、こどもの権利擁護啓発事業は、参加者からどのような声を聴いているのかということについては、こどもの権利擁護啓発事業では、公立の保育所・認定こども園の3歳児から5歳児を対象に、こどもの命や生活を守るために、こどもが自ら相談する力、SOSを発信する力の育成を図ることを目的に、ワークショップを実施しており、終了後には、今まで、「いやだ」となかなか言えなかったこどもが「言っているんだよ」と教わってから、「いやだ」、「しないで」と言えるようになってきたといった話を聞いている。また、併せて保育士対象のワークショップも行っており、参加した保育士からは、こどもたちの権利について、学び・考える、よい機会であり、こどもたちへの接し方のヒントにもなったなど、今後も継続を希望する声を多く聞いているという答弁であります。

次に、ペアレントトレーニングについては、市は必要性を認識しているとのことだったが、実施に向けて、どのように取り組んでいるのかということについては、障がい児相談支援事業を実施しているこども発達療育センターテコテコと協議を行い、ペアレントトレーニングの実施方法等について検討しており、早期の実施に向けて、引き続き、関係機関と連携し、取り組んでいくという答弁であります。

次に、ケースワーカーはこどもの虐待防止に向けて、どのように取り組んでいるのかということについては、ケースワーカーは生活保護世帯を訪問した際、世帯の状況把握、自立の助長を促すための助言・指導などを行っているが、特に要保護児童対策地域協議会対象世帯や虐待等が疑われる世帯などに対しては、毎月の訪問を必須として、世帯の状況把握に努めている。訪問の際には、母子父子自立支援員、こども家庭支援員等との同行、複数の職員での訪問などにより、可能な限り、こどもと面会して、就学状況や身体状況などを確認し、状況に応じた助言・指導を行っているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、これまで執行部から、「こども、障がい者、高齢者の虐待防止について」や「アウトリーチ型支援の虐待等の予防事業について」、「重層的支援体制整備事業における虐待の対応等について」などの報告を受け、調査してきたが、この間、執行部においては、こどもに関しては、産前・産後生活支援事業における利用申込方法の改善や、令和6年度から「こどもの権利擁護啓発事業」等を実施したこと、障がい者、高齢者などに関しては、「重層的支援体制整備事業」による複合的な困難事例への対応力強化に向けた横断的な連携体制整備を実施してきたことなど、虐待予防に向けて努力されてこられたことは評価すべきものと考えている。

今後は、虐待の予防のため、対象者に寄り添い、孤立させないような支援を実施すること。対象者ごとの特性を知るために研修会・講演会等を開催すること。対象者自身が人権を尊重する思いを持ち、また、その思いを伝えられるように啓発を実施することを要望し、本件については調査終了としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、本件については全会一致で調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。ただいまの福祉文教委員長報告について、調査を終了することについては同意するものであります。

委員長報告のうち、図書館行政に関し、以下の点について、関連して指摘をしておきたいと思います。

ただいまの委員長報告では、指定管理者制度による図書館運営をどのように評価しているのかということについてはということで、執行部の答弁を2点、報告しました。

1点目は、指定管理者は、所管課と協議や情報共有を丁寧に行った上で、図書館の各種事業やイベント等を新規事業も含めて積極的に実施し、利用者の確保等に努力している。これが1点であります。

答弁の2点目は、また図書館運営のために必要な司書資格を持つ職員を多数配置しており、職員の接遇は利用者アンケートで満足しているという回答が9割を超えているなど、本制度導入は大変良好であると考えているという執行部の答弁です。

実は、この指定管理者制度については、本市発足以来、一貫してTRCに任せ続けているわけですが、時々において正しく事業評価をするべきだという視点で調査をいたしました。その後、重要な執行部の答弁について、先ほどの福祉文教委員長報告ではそれが欠落しております。

飯塚市立図書館は極めて公共性が高く、図書館法及び市条例、その他の規定に基づき適正に運営されているのか検討が真剣に求められます。その一つが、市立図書館の館長が指定管理者の選任するものという本市の規定によって、市の関与が極めてずさんになっている事実が浮き彫りになっております。この点については、昨年来、事実をもって私が福祉文教委員会で指摘をし、市が改善を約束するというような事態にまでなってきたわけですが、とりわけ2月6日の福祉文教委員会での質疑と答弁については、極めて重要なので紹介しておきたいと思います。

生涯学習課長。「図書館の館長につきましては、もちろん条例、規則に基づいて規定がございますけれども、市立図書館条例施行規則におきましても、第2条の2に読替規定がございます、館長の規定とともに、指定管理者に管理を行わせる場合は指定管理者が選任した館長という形で、指定管理者制度を導入した上では、指定管理者が選任した館長が図書館業務を担うというように規定をしているところでございます。」

これに対して、「私は、その規定、指定管理者制度そのものの問題は指摘するところです。直営でも利潤追求によらず、住民サービスだけを本市として直営でできるのではないかと。その道があるということは言いたいわけですが、その上で、ましてや、ということになるんだけど、その株式会社が選任する者が市立図書館の館長を好きなだけ続けられると、任期もなく、本市の関係では、5年なら5年というのはあったとしても、その矛盾、民間の利益第一、追求せざるを得ない立場と公共性との関係との矛盾が図書館の現場で現れるようなことになったらいけないと思うわけです。それから言えば、今、紹介のあった規定については見直しが必要だということを指摘しておきたいと思います。」

これは本委員会の調査のかなり重要な結論部分だと思うんだけど、教育長はどういう見解があるか、お尋ねします。」

教育部長。「今、担当課長のほうから答弁いたしました館長の部分についてでございますけれども、規則の中で、現在、こういうふうな形でうたい込んでいるものにつきましては、やはり、うたい込む理由があつて、当初、こういうふうな記載を行っているものというふうに考えますので、当初、どういった観点から、指定管理者にあつては、指定管理者のほうから館長というふうに落とし込んだのか、そこら辺からひもといて、遺漏のないような形で対応のほうをしていきたいというふうに考えます。」

これに対して私。「部長から答弁がありましたけども、先ほどの質問は、民間の利潤追求をしなければならないという株式会社の立場と、それから公立図書館で役割を果たさないといけない立場の矛盾が、市の規定によって、指定管理者が選任する者が市立図書館長に就くという規定によって、矛盾があるのではないかと。そして、昨年来、指摘しているような課題が浮かび上がり、是正しなければならないような事態になっているわけですね。それから言えば、そもそもこの規定を検討する必要があるのではないかという質問を教育長にしたわけです。答弁を求めます。」

これに対して桑原教育長。「今、質問委員さんのお話をお聞きしてまして、私も今までずっと出てきた問題意識の点を感じるところがあります。矛盾とおっしゃったところも、確かに民間の株式会社と公共施設というところで感じますので、その部分につきましては、館長を長年勤められるということに関して、今後、また検討していきたいなというふうに思っております。改善を図っていかないといけないというふうに思っております。」

この件に関する質疑と答弁は以上ですが、私は、この際、改めて、指定管理者の代表を市立図書館の館長とする市の規定の削除を求めるものであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「図書館について」及び「虐待の予防事業について」、以上2件の委員長報告は、いずれも調査終了であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件2件は、いずれも調査終了とすることに決定いたしました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

協働環境委員会に付託を受けています調査事件1件について、審査結果を報告いたします。

「自然環境保全対策について」は、執行部から、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）」について、担当課が事業計画の届出を受理した後、議会や委員会で協議の場を設けることはできないのかということについては、議員が事業の内容を閲覧する機会や、説明会などに出席し意見を述べる場面はあるため、そのような場は設けていない。また、今回の条例では、最終的に事業者と地元の方とで、協定を締結するため十分に協議が行われるものと考えているという答弁であります。

この答弁を受け、今までに、事前協議等を行わずに説明会を開催することで、地元と事業者が紛糾した経緯があることから、説明会の前に、議会や委員会で協議の場を設けてほしいという意見が出されました。

次に、事業者が開催する説明会とは、確定された計画を説明するのか、あるいは、計画案を説明して修正等ができるのかということについては、計画されている事業スケジュールや図面、防災対策等について資料を用いて説明するものと考えている。説明する内容は確定されたものではなく、住民等から出た意見が合理的なものであれば、変更などを加えることもあると考えているという答弁であります。

次に、条例（案）の第15条に規定する協定を締結することが困難な場合とは、どのような場合を想定しているのかということについては、例えば、事業者が協定書の案をつくり、地元の方がそれを見ずに協定を締結しない場合には、ケース・バイ・ケースではあるが、協定を締結せず

に事業ができることもあると考えている。また、協定の締結が困難な場合は、市が双方から話を聴き、調整を行っていきたいと考えているという答弁であります。

次に、条例（案）の第2条第5項に規定する周辺関係者には、住民以外の周辺関係者は含まれないのかということについては、周辺関係者の定義としては、例えば、説明会に参加したい方は、届出のあった事業に対し、一定の影響を受ける方であれば説明会に参加できるという条例（案）にしているため、当該区域での居住の有無や、自治会加入の有無に関係なく参加はできると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、これまで執行部から、「先進自治体での事例」、「関係法令について」及び「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）」などについて報告を受け、調査を行い、この間、執行部においては、先進自治体の事例や自然環境保全に関する法令等の研究、当委員会での各委員からの意見や協議内容等を踏まえ、本定例会で、太陽光発電設備の適切な設置に関する条例を上程する予定であり、より一層、本市の自然環境の保全が期待できるものと考えている。

今後も、本市の自然環境保全対策をしっかりと行い、市民が安心安全な生活を送れるような取組を行うよう要望し、本件については、調査終了としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、本件については、全会一致で調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「自然環境保全対策について」の委員長報告は、調査終了であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。「経済建設委員長の報告」を求めます。13番 田中裕二議員。

○13番（田中裕二）

経済建設委員会に付託を受けています調査事件1件について、審査結果を報告いたします。

「産業振興について」は、執行部から「企業誘致の取組について」の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、株式会社岡崎製作所の新工場と株式会社さかえ屋のアイス工場については、どのくらいの固定資産税収入を見込んでいるのかということについては、岡崎製作所については、土地の取得の金額、設備投資、工場の建設費等から試算すると、年間約3千万円を見込んでいる。また、さかえ屋のアイス工場については、年間約8800万円を見込んでいるという答弁であります。

次に、今年度中に策定予定の地域計画はどのような進捗状況なのかということについては、現在、全ての対象地区から計画の素案が提出されており、3月末までの策定期限に向けて調整を行

っているという答弁であります。

次に、市内で増加している有害鳥獣被害に対し、どのような施策を考えているのかということについては、有害鳥獣の捕獲状況からイノシシの生息数が増えていることが予測されるため、捕獲に従事している有害鳥獣駆除員の負担軽減を図るための支援や、有害鳥獣駆除員を増やすための施策等を考えており、様々な部分を勘案しながら対応していきたいという答弁であります。

次に、新産業創出を推進するために策定したトライバレー構想は、現在どのような位置づけになっているのかということについては、トライバレー構想は飯塚市産業振興ビジョンに引き継がれており、現在はブロックチェーン等の先端情報技術を、福岡県等の関係団体や、近畿大学、九州工業大学と連携し、新しい産業の構築に向け推進しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、これまで執行部から、「企業誘致の取組について」や「飯塚市企業立地促進補助金交付要綱の改正」などについて報告を受け、調査をしてきたが、この間、執行部においては、日鉄鉱業株式会社の所有地や飯塚オートレース場第5駐車場跡地を取得し、不足する企業立地用地の確保に努めたことや、株式会社サンユーフーズや株式会社岡崎製作所などの企業誘致により、雇用創出に寄与されていることは評価すべきものと考えている。

今後は、半導体関連企業や技術力の高い企業・ブランド力のある企業など、採用力の高い企業を誘致することで、雇用の創出と税収の確保、地元企業との取引拡大による地域経済の活性化を目指すとともに、物価・原油価格の高騰や人材不足等、多くの課題を抱える市内中小企業を支援し、さらにスピード感を持って産業振興施策に取り組んでいくことを要望し、本件については調査終了としてほしいとの意見が出され、採決を行った結果、本件については、全会一致で調査終了とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「産業振興について」の委員長報告は、調査終了であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

「令和7年度施政方針説明」に入ります。武井市長。

○市長（武井政一）

令和7年度予算案及び関係議案を提出するに当たり、市政運営についての所信を申し上げますとともに、重要施策の概要を申し述べますので、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨今、エネルギーや食料をはじめとする世界的な物価高騰、深刻化する少子高齢化や人口減少などの影響により、地域経済を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっております。

そのような中、本市では、令和6年度において、生活応援クーポンの再発行による市民生活の応援と消費喚起による市内事業者の支援、第2子以降保育料の無償化による多子世帯の負担軽減、フレイル予防の推進等による健康寿命の延伸、運送業や農業者等の地場産業への支援に取り組んでまいりました。

また、生涯スポーツの拠点となるグラウンドゴルフ場がオープンしたほか、ふるさと応援寄附金額が4年連続で県内1位、全国で9位となるなど、本市の魅力を多くの方々に広く発信してまいりました。

令和7年度は、市制20周年の節目を迎えますが、全ての飯塚市民とその未来のために、この

ような市政の流れを止めることなく、進化、発展させ、引き続き、「未来を担う子どもを育む教育のまち」、「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」、「地元で働く場所がある活力あるまち」、「文化やスポーツが盛んな健康なまち」の4つのまちづくりを柱とし、都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつつきたいまち」の実現に向け、飯塚市の価値を高め、魅力ある元気なまちづくりを進めてまいります。

それでは、具体的な施策の概要について、総合計画の施策体系に沿って説明いたします。

「第1 人権・市民参画」。人権問題につきましては、令和6年度に実施しました人権問題市民意識調査の分析等に基づき、各種施策の課題や成果を明らかにするとともに、飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例及び第3次飯塚市人権教育・啓発実施計画に沿って、市民一人一人の人権が大切にされる人権尊重のまちづくりに努めてまいります。

男女共同参画の推進につきましては、第2次飯塚市男女共同参画後期プランに基づき、啓発講座等を通じ、あらゆる年代における男女共同参画への意識づくりを行うとともに、関係機関等と連携を図り、DV被害者等支援のさらなる強化に努めてまいります。

協働のまちづくりの推進につきましては、市民活動団体・地域活動団体等が、それぞれの特徴を生かし、地域課題の解決に向けた取組が行われるよう支援してまいります。

交流センターにつきましては、地域コミュニティ活動の拠点施設としての機能を確立するため、それぞれの地域の意向や人材の確保などの状況を踏まえながら、指定管理者制度の導入及びまちづくり協議会の法人化に向けた支援に努めてまいります。

情報化の推進につきましては、マイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン申請、公共施設のオンライン予約申請やキャッシュレス決済の推進など、ICTを効果的かつ積極的に活用して、市民の利便性の向上に努めてまいります。

市政情報の発信につきましては、広報誌、ホームページ、SNS、テレビなどそれぞれの媒体の特性に応じ、必要な情報を必要とする人に的確かつ迅速に届けられるような情報発信に向け、職員一人一人が発信者であるという認識の下、あらゆる機会において本市の魅力をアピールしてまいります。

「第2 行政経営」。行政経営につきましては、本市の厳しい財政状況を打開するため、財政の健全化を最重要課題として、総力を上げて行財政改革に取り組んでまいります。

まずは、肥大化する事務事業の総点検による事業の整理統合、一時凍結や縮小、廃止とともに、受益者負担等の見直しにも取り組んでまいります。

公共施設等につきましては、将来の人口規模や財政状況に応じた計画的な維持管理や適正配置に取り組むべく、「公共施設等総合管理計画」を策定してまいります。

また、利用計画や利活用策がない公共施設等の跡地・跡施設及び未利用地につきまして、民間への売却などを推進してまいります。

「第3 健幸・子育て」。健幸都市づくりの推進につきましては、「いづか健幸ポイント事業」を持続可能な事業規模に内容を見直し、引き続き市民の自主的な健康づくりを促進してまいります。また、測定機器を活用した健康教育・健康相談を実施し、生活習慣病の予防に努めてまいります。

保健・医療の充実と連携につきましては、感染症への対応において、国のインフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえ「飯塚市インフルエンザ等行動計画」を策定してまいります。

国民健康保険の保健事業につきましては、特定健康診査受診率向上に取り組めます。また、受診結果に基づき、生活習慣改善及び重症化予防を図り、市民の健康づくりを支援するとともに、医療費適正化の推進に取り組むことにより、国保財政の安定化に努めてまいります。

飯塚市立病院につきましては、地域医療支援病院として医療機能の分化・連携を強化し、地域において切れ目のない医療の提供の実現を目指すとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に努めてまいります。

高齢者が安心して暮らせるまちづくりにつきましては、住み慣れた地域でその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の充実・強化を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、地域密着型サービス等の充実に努め、必要な基盤整備を進めていくとともに、ケアプランチェックをはじめとした介護給付の適正化や公平公正な介護認定の推進、保険財政の健全運営など、持続可能で安定的な介護保険制度の構築と運営に努めてまいります。

その他、介護予防・フレイル予防をさらに推進していくとともに、認知症施策や高齢者虐待防止・権利擁護の取組を推進してまいります。

子育て支援の推進及び安心して産み育てやすい環境づくりにつきましては、経済的支援、精神的・身体的な支援、こども施策の推進・事業所としての取組を3つのアプローチにより実施してまいります。

まず、経済的支援として、第2子以降の保育料無償化を継続してまいります。

次に、精神的・身体的な支援として、病児・病後児や緊急時にも対応できる体制を構築するため、ファミリーサポートセンター事業を強化するとともに、私立保育施設の老朽化対策や定員増のための施設整備等を推進してまいります。

また、民間団体や飯塚市社会福祉協議会と連携して、こども食堂等を運営する団体を支援し、こどもの居場所づくりを推進してまいります。

さらに、こども施策を推進する取組として、こども審議会を設置し、こども施策に関する審議・検討を行う機能を強化するとともに、本市職員の子育て参加促進に向けた特別休暇の拡充と取得を率先して実施することで、市内事業所におけるこどもまんなか社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

放課後児童クラブにつきましては、学校や放課後子ども教室事業との連携を図るとともに、遊びや生活の体験を通して、生きるための知恵や他者との関わりを学ぶことができるよう、安全・安心な居場所の充実を第一に取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、第4期飯塚市障がい者計画に基づき、障がい者が自らの意思に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することに取り組んでまいります。

また、支援を必要とする人が適切な障がい福祉サービスを利用できるよう、制度の周知や相談支援体制の充実に努めてまいります。

地域福祉の推進につきましては、高齢・障がい・こども・生活困窮の各分野における複雑化・複合化した地域生活課題に対し、相談者に寄り添いながら一体的な支援を行う飯塚市重層的支援体制整備事業の実施を含め、市民とともに地域共生社会の実現に努めてまいります。

生活に困窮した方々への対応につきましては、生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の適切な運用による効果的な支援を実施し、困難を抱える方々に寄り添い、自立促進に向けた丁寧な支援を行ってまいります。

「第4 地域経済」。農業の振興につきましては、農業従事者の減少や高齢化への対応として、認定農業者や新規就農者などの担い手の確保や育成を推進するとともに、令和6年度に策定した「地域計画」の実現に向けて、農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集積・集約化を図ってまいります。

また、有害鳥獣の捕獲や侵入防止などの対策を講じ、農作物被害の軽減に努めてまいります。

森林の整備につきましては、森林の持つ多面的機能の維持を図るため、荒廃森林及び放置竹林の整備を推進してまいります。

地場産業の振興と創業促進、産業の創出につきましては、市内大学や立命館アジア太平洋大学との連携を強化し、地元企業や地域における大学生の活躍と地域課題解決の仕組みづくりに取り

組むとともに、ブロックチェーンや半導体など先端技術分野での産学連携を進めてまいります。

また、深刻化する労働力不足に直面する中、関係機関との連携の下、労働力確保に寄与するため、外国人材の活用に関し企業の支援に努めるとともに、海外販路開拓に向けた支援により地域経済の活性化を図ってまいります。

企業誘致につきましては、企業立地用地の整備や確保に取り組むとともに、国、県、大学及び金融機関との連携による半導体関連企業の誘致に取り組んでまいります。

また、人材の確保と定着を図るため、市内事業所の採用力の向上や健康経営等の魅力づくりに取り組むとともに、国の事業などを活用しながら地元中小企業の雇用促進を支援してまいります。

公営競技事業につきましては、メインスタンドがリニューアルオープンすることから、その効果を最大限に発揮させるため場内イベントを拡充させ、さらなる売上の拡大や新規ファンの獲得を図ってまいります。

また、その他の老朽化した施設につきましても、集客向上のため効果的な活用を検討してまいります。

商業の振興につきましては、飯塚市新規創業支援資金融資制度により中小企業者の支援に取り組んでまいります。

また、商店街と商工会議所、商工会、タウンマネージャーとの連携による空き店舗対策や各種イベントの実施により、まちなかの魅力向上と情報発信力強化を図るとともに、商店街やイオン穂波店、ゆめタウン飯塚及びカホテラスの大型商業施設が立地する周遊商業エリア間の回遊性を高め、地域経済の好循環を推進してまいります。

特産品の振興につきましては、優れた製品を「いいづかブランド」として認定し、認定製品の認知度向上や販路拡大に努めるとともに、「日の丸」を初めて染めたといわれる筑前茜染の歴史や文化を伝承し、多くの方々に知っていただけるよう啓発活動に取り組んでまいります。

また、ふるさと納税を通して地場産業の振興・地域経済の活性化を図るとともに、これまで培ってきた情報発信力を活用し、本市の魅力や特産品を全国にPRすることで、移住定住の促進へとつなげてまいります。

観光の振興につきましては、改訂した第2次飯塚市観光振興基本計画に基づいた取組を着実に推進し、本市に訪れる交流人口の増加につなげていくとともに、戦略的な観光施策による地域づくりを実現していくための組織となるDMO設立に向けた取組を進めてまいります。

就労支援の充実と労働環境の整備につきましては、国・県の就労支援機関と連携し中小企業の人材確保支援に取り組むとともに、各種労働問題の解消を図り、安心して働くことができる労働環境の整備を推進してまいります。

また、小学校、中学校、高等学校及び大学との連携による一貫した人材育成を推進するとともに、大学の教育リソースを活用した社会人向けリカレント・リスキル教育に取り組み、グローバル化、ローカル化、デジタル化を柱とした、多様な人材が活躍できる環境づくりを図ってまいります。

「第5 教育・文化」。学校教育につきましては、地域や企業との連携の下、体験型キャリア教育を充実させ、児童生徒が自身の夢や未来を実現する力の育成に取り組むとともに、自他の人権を守り、多様性を尊重できる豊かな心を育む人権教育を推進してまいります。

また、少子化が進行する中で、生徒がスポーツや文化芸術などの部活動に継続して取り組んでいけるよう、学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行を段階的に進めてまいります。

さらに、不登校の支援の充実を図るため、学びたいと思ったときに学べる環境の整備、チーム学校としての支援、児童生徒が安心して学べる居場所づくりの3つの取組を重視し、飯塚市不登校児童生徒支援グランドデザインに基づいた取組を推進してまいります。

学校給食につきましては、衛生管理の徹底と調理業務への民間活力の導入を図るとともに、親子や地域の人と触れ合いながら、学校給食を通して「食」についての関心を高めるため、啓発事

業を実施し、積極的に食育を推進してまいります。

確かな学力を育む教育の推進につきましては、学校における日常的な授業改善や学力向上検証改善サイクルの機能化、基礎・基本の徹底推進、教員の人材育成を、飯塚市学力向上推進プランに基づき、総合的、計画的に取り組んでまいります。

I C Tを活用した学びにつきましては、利用環境の整備に取り組み、個別最適な学習や協調的な学習へ活用し、学びをさらに充実させるとともに、教職員の働き方を変革する教育D Xを推進してまいります。

英語教育につきましては、小学校・中学校の円滑な接続に取り組み、小学校5、6年生と中学校全学年でのオンラインによる外国人講師との英会話レッスンを取り入れた授業を通して、実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図ってまいります。

さらに、特別支援教育支援員を適切に配置することにより、児童生徒それぞれの特性に応じた学習環境の整備と特別支援教育を推進してまいります。

生涯学習の振興につきましては、「いつでもどこでもだれでも学べる環境づくり」を目指し、あらゆる世代のライフステージに応じたライフキャリアの形成を支援する学びの機会や情報の提供に取り組んでまいります。

また、イイヅカコミュニティセンターの大規模改修工事を実施し、市民の安全で快適な学習環境の確保を推進してまいります。

スポーツの振興につきましては、飯塚市総合体育館を中心にプロスポーツ大会等の開催による交流人口の増加及び地域の活性化を図るとともに、令和6年11月に開設したグラウンドゴルフ場の利活用やニュースポーツの普及推進など、様々なスポーツ活動を促進し、健康長寿社会の形成、健康寿命の延伸を目指してまいります。

また、飯塚国際車いすテニス大会では、パブリックビューイングを行うことで、障がい者スポーツの認知度向上に努めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、飯塚市文化振興マスタープランに基づき、文化の担い手である市民とともに、文化団体、教育機関と連携し、相互に協力し合いながら「魅力あふれる文化芸術の振興」に努めてまいります。

旧伊藤伝右衛門邸等の文化財につきましては、適切な保存と活用を推進してまいります。

嘉穂劇場につきましては、再開に向けた整備を進め、その活用を図ってまいります。

また、歴史資料館では、企画展や歴史講座を通して、本市の歴史・文化の周知に努めてまいります。

国際交流・多文化共生の推進につきましては、姉妹都市である米国サニーバール市からの中高生の受け入れやアダルトエクスチェンジプログラムによる大人の交流、市内中高生を対象としたグローバル人材育成研修事業を実施し、さらなる友好交流を進めてまいります。

また、市内在住外国人が地域から孤立しない共生社会を推進するため、国際交流事業や日本語教室を実施し、地域における国際理解の推進を図ってまいります。

「第6 都市基盤・生活基盤」。災害・減災対策の充実につきましては、いつ発生してもおかしくない大規模災害に対応できるよう、災害発生時の迅速かつ効率的な被災者支援を行うため、D X化を進めてまいります。

また、啓発活動では、地域で開催される各種イベント等に合わせて防災関連ブースを出展し、シミュレーション型コンテンツを体験することで、日頃から防災意識を高めるための啓発を推進してまいります。

浸水対策事業につきましては、飯塚市防災（浸水）対策基本計画に基づき取り組んでいる排水ポンプ場、遊水池などの整備を進めるとともに、国・県・市で緊密な連携を図り、遠賀川水系流域治水対策に取り組んでまいります。

生活安全の向上につきましては、安全・安心なまちづくりの推進のため、警察等関係機関と連

携し、地域防犯体制の強化に取り組むとともに、県が推進している「ながら防犯」団体等への支援を行ってまいります。

また、交通安全や飲酒運転防止に対する意識の高揚を図るため、様々な機会を活用し、啓発活動に取り組んでまいります。

消費者行政につきましては、多種多様化する消費者問題に対応するとともに、消費者教育の充実や市民意識向上のための啓発活動を推進し、関係機関等と連携を図り、消費生活における安全・安心の確保に努めてまいります。

計画的な土地利用の推進につきましては、人口減少が見込まれる中であって、暮らしやすさや都市の活力を将来にわたって維持するため、飯塚市立地適正化計画を改訂し、暮らしに必要な都市機能の維持に努めてまいります。

菰田・堀池地区活性化につきましては、飯塚駅周辺地区整備基本計画に基づき、駅舎、自由通路、駅前広場などの整備を進め、にぎわいのある拠点づくりを総合的に推進してまいります。定住環境の充実につきましては、安全で快適な住環境の整備を目指し、老朽化が著しい市営住宅の建て替えや長寿命化を目的とした改修を推進してまいります。

空き家対策につきましては、飯塚市空家等対策計画に基づき、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するため、各種施策に効果的かつ効率的に取り組んでまいります。

公共交通の充実につきましては、飯塚市地域公共交通計画に基づき、民間公共交通機関の運行とともに、利用実態に合わせたより効果的・効率的なコミュニティ交通の運行を実施することにより、地域公共交通事業の確保・維持に取り組んでまいります。

公園整備につきましては、公園施設長寿命化計画及び飯塚市公園等ストック再編計画に基づき、公園施設の安全性の確保、長期的に安定した維持管理や公園機能を維持していくため、適正配置や用途変更に伴う効率的な利活用に努めてまいります。

主要幹線道路網の整備につきましては、八木山バイパス篠栗ＩＣから筑穂ＩＣまでの一部区間が、令和７年３月に供用開始となり、今後は穂波東ＩＣまでの全線区間について、４車線化の早期完成を推進し、福岡都市圏へのアクセス強化や渋滞解消を進めるとともに、市内各地域への交通網の強化を図るため、インターチェンジのフルランプ化の実現に向けて、国や県に対しさらなる要望を行ってまいります。

市内県道の整備につきましては、主要交通網の一部である各路線の整備、完成に向けた取組を推進してまいります。

市道及び農業施設等につきましては、利用者の安全性確保のため計画的に点検・補修を実施してまいります。

都市計画道路の整備につきましては、新飯塚潤野線の早期完成を目指してまいります。

水道事業につきましては、飯塚市水道事業経営戦略及び飯塚市アセットマネジメント計画に基づき、急所施設の浄水場に接続する基幹管路である津原導水管の更新や、重要給水施設管路の更新を継続的に実施してまいります。

また、人工衛星利用等による漏水調査を実施し、発見困難箇所を効率的に発見し修繕することで、水道水の安定供給と有収率の向上を推進してまいります。

下水道事業につきましては、飯塚市汚水処理構想及び飯塚市公共下水道事業計画に基づき整備を実施するとともに、浄化槽設置整備事業の普及・促進を図り、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

施設の耐震化・改築につきましては、飯塚市下水道ストックマネジメント計画に基づき実施し、脱炭素化に向けた取組として、太陽光発電施設の導入を検討してまいります。

上下水道事業ともに、中長期的視点に立った事業の健全な経営を図るため、水道施設の統廃合を含む最適化及び下水道終末処理場の単独での更新を踏まえた投資財政計画の見直しを含む事業の在り方を総合的に検討し、次期経営戦略の改訂に向けた取組を進めてまいります。

「第7 自然環境」。環境にやさしいまちづくりにつきましては、気候変動リスクの対応として地球温暖化対策及び環境問題、環境活動への意識醸成の取組を進め、第3次飯塚市環境基本計画に掲げる基本目標の達成に向けて、市民、団体、事業者等と協働・連携し、市全体で脱炭素社会の実現に向けて取り組んでまいります。

今後の環境施設の在り方につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合と、その構成市町において連携し、新たなごみ処理施設の建設、し尿処理施設及び火葬場の各施設の改築や更新等、中長期的かつ広域的な視点による効果的で効率的な環境衛生処理の推進を図ってまいります。

市民の皆様の福祉の増進を図るとともに、本市の潜在力を引き出し、これら施策を確実に進めることで定住を希望する人をより多く呼び込み、住みつづけたいまちの実現に努めてまいります。

以上が、令和7年度の主な施策であります。

本市の財政状況につきましては、歳出では、市民生活の安心と地域経済の回復につながる施策の推進経費や、高齢者、障がい者及び子育て世代に対する社会保障関連経費、老朽化した公共施設の更新や長寿命化対策経費の増加が見込まれますが、「未来を担う子どもを育む教育のまち」、「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」、「地元で働く場所がある活力あるまち」、「文化やスポーツが盛んな健康なまち」を目指した、4つのまちづくりの柱に資する事業費も確保していく必要がございます。

一方、歳入では、全国の皆様から寄せられたふるさと応援寄附金は、ここ数年、予想を超える寄附を頂き、まちづくりの貴重な財源として活用させていただいており、また、近年の企業誘致や、本市の魅力を発信することで地域雇用の創出や定住人口の増加等による積極的な歳入確保に努めておりますが、事業実施に際しましては、これまでに積み立てた基金を活用して収支のバランスを取っている状況でございます。

このような状況を踏まえ、総合計画の都市目標像である「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」の実現のため、持続可能な行政運営の基盤づくりに必要となる行財政改革の取組が重要となります。重点的に予算配分する事業の財源確保及び事業の見直しによる事務量の適正化など、事業の選択と集中の徹底により、飯塚市の価値をさらに高め、魅力ある「元気な飯塚市」を目指してまいります。

以上の考えにより、令和7年度の年間予算額につきましては、一般会計852億6400万円、特別会計556億3920万3千円、企業会計97億2173万1千円、総額1506億2493万4千円を計上いたしております。十分にご審議いただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江口 徹）

「議案第1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」から「議案第45号 専決処分の承認（令和6年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4号）」までの45件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案のうち、予算関連議案から提案理由の説明をいたします。

「議案第1号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第9号）」につきましては、国の補正予算の関連事業に係る経費と今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

令和6年度一般会計補正予算書の3ページをお願いいたします。第1条で、後ほど、ご説明いたします令和6年12月24日専決後の歳入歳出予算の総額に3億3925万2千円を追加して、885億7973万7千円とし、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をするものでございます。

続きまして、令和7年度予算関連議案の提案理由につきまして、令和7年度一般会計・特別会計予算書によりご説明いたします。いずれの予算関連議案も、令和7年度の収入や必要経費を見込みまして、予算計上するものでございます。

7 ページをお願いいたします。「議案第 3 号 令和 7 年度 飯塚市一般会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 8 5 2 億 6 4 0 0 万円と定め、第 2 条で繰越明許費を、第 3 条で債務負担行為を、第 4 条で地方債を、第 5 条で一時借入金の最高額を、それぞれ設定するものでございます。

2 7 5 ページをお願いいたします。「議案第 4 号 令和 7 年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 1 3 0 億 2 6 0 8 万円と定め、第 2 条で債務負担行為を設定するものでございます。

3 0 5 ページをお願いいたします。「議案第 5 号 令和 7 年度 飯塚市介護保険特別会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 1 5 4 億 4 5 9 0 万 3 千円と定め、第 2 条で債務負担行為を設定するものでございます。

3 4 1 ページをお願いいたします。「議案第 6 号 令和 7 年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 2 4 億 6 2 9 0 万 7 千円と定めるものでございます。

3 5 9 ページをお願いいたします。「議案第 7 号 令和 7 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 2 4 2 億 3 0 8 9 万 3 千円と定め、第 2 条で地方債を設定するものでございます。

3 8 1 ページをお願いいたします。「議案第 8 号 令和 7 年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 2 7 8 6 万 5 千円と定めるものでございます。

3 9 1 ページをお願いいたします。「議案第 9 号 令和 7 年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 1 億 8 8 0 0 万 7 千円と定めるものでございます。

4 0 9 ページをお願いいたします。「議案第 1 0 号 令和 7 年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 3 2 6 8 万 1 千円と定め、第 2 条で債務負担行為を設定するものでございます。

4 2 5 ページをお願いいたします。「議案第 1 1 号 令和 7 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 1 億 9 8 3 9 万 7 千円と定め、第 2 条で繰越明許費を、第 3 条で地方債を設定するものでございます。

4 3 5 ページをお願いいたします。「議案第 1 2 号 令和 7 年度 飯塚市汚水処理事業特別会計予算」につきましては、第 1 条で予算の総額を 2 6 4 7 万円と定めるものでございます。

続きまして、議案番号は飛びますが、「議案第 4 4 号」及び「議案第 4 5 号」の「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

「議案第 4 4 号」の「専決第 1 6 号 令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 8 号）」につきましては、ふるさと応援寄附事業及び住民税非課税世帯等臨時特別給付事業に要する経費を補正するものでございます。

「令和 6 年 1 2 月 2 4 日専決」と記載しております令和 6 年度一般会計補正予算書の 3 ページをお願いいたします。第 1 条で、歳入歳出予算の総額に 3 8 億 1 5 0 万 5 千円を追加して、8 8 2 億 4 0 4 8 万 5 千円とし、第 2 条で繰越明許費の補正をするものでございます。

続きまして、「議案第 4 5 号」の「専決第 1 7 号 令和 6 年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 4 号）」につきましては、勝車投票券発売収入の増加に伴い必要となる経費を補正するものでございます。

「令和 6 年 1 2 月 3 0 日専決」と記載しております特別会計補正予算書の 3 ページをお願いいたします。第 1 条で、歳入歳出予算の総額に 2 6 億 5 9 9 0 万 4 千円を追加して、2 8 6 億 4 7 3 4 万 8 千円とするものでございます。

以上で予算関連議案の説明を終わります。

続きまして、予算関連議案以外の議案について、ご説明いたします。

議案書 7 ページをお願いいたします。「議案第 17 号 飯塚市公告式条例の一部を改正する条例」につきましては、条例等の公布の方法について、市のウェブサイトで行うこととし、書面の掲示は飯塚市役所のみとするものでございます。

11 ページをお願いいたします。「議案第 18 号 飯塚市事務分掌条例の一部を改正する条例」につきましては、組織の再編に伴い、事務分掌を整理するものでございます。

14 ページをお願いいたします。「議案第 19 号 飯塚市不当要求行為等対策条例」につきましては、市に対する不当要求行為等に対し統一的な対応及び未然防止の体制を整備し、公正な職務執行を確保するため、必要となる事項を定めるものでございます。

18 ページをお願いいたします。「議案第 20 号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

20 ページをお願いいたします。「議案第 21 号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、初期救急医療の運営等に関して調査審議させるための附属機関として「飯塚市初期救急医療運営審議会」を設置するものでございます。

23 ページをお願いいたします。「議案第 22 号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び飯塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

28 ページをお願いいたします。「議案第 23 号 飯塚市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、国家公務員の給与が改定されたことに伴い、これを参考に本市職員の給与を改定するものでございます。

55 ページをお願いいたします。「議案第 24 号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、本市一般職の職員の給与条例改正を参考に会計年度任用職員の給料表を改定し、地域手当を新設するものでございます。

67 ページをお願いいたします。「議案第 25 号 飯塚市宿泊税交付金基金条例」につきましては、観光振興を図る事業の財源とすることを目的として、飯塚市宿泊税交付金基金を設置するものでございます。

69 ページをお願いいたします。「議案第 26 号 イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、イイヅカコミュニティセンター大規模改修に伴い、関係条例を整備するものでございます。

75 ページをお願いいたします。「議案第 27 号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

78 ページをお願いいたします。「議案第 28 号 飯塚市こども審議会条例」につきましては、こどもに関する計画等を一体のものとして策定し、こどもに関する重要事項について集約して調査審議させるため「飯塚市こども審議会」を設置するものでございます。

81 ページをお願いいたします。「議案第 29 号 こども・若者プラザいいづか条例」につきましては、こども・若者支援を推進し、青少年の健全育成を図り、支援機関相互の連携を強化する拠点施設を設置するものでございます。

84 ページをお願いいたします。「議案第 30 号 飯塚市市民交流プラザ条例の一部を改正する条例」につきましては、イイヅカコミュニティセンターへの移転に伴い、市民等、活動団体と連携したまちづくり等を推進するため、関係規定を整備するものでございます。

87 ページをお願いいたします。「議案第 31 号 飯塚急患センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚急患センターの診療科目の変更に伴い、関係規定を整備するものでござ

ざいます。

８９ページをお願いいたします。「議案第３２号 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」につきましては、災害発生の防止、市民の生命や財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的として、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関して必要な事項を定めるものでございます。

９６ページをお願いいたします。「議案第３３号 飯塚市自転車駐車場条例の一部を改正する条例」につきましては、吉原町自転車駐車場を終日利用とするため、関係規定を整備するものでございます。

９８ページをお願いいたします。「議案第３４号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものでございます。

１０５ページをお願いいたします。「議案第３６号 飯塚市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

１０８ページをお願いいたします。「議案第３７号 契約の締結」につきましては、相田公営住宅 １棟目建設工事について、九特・神崎特定建設工事共同企業体と１２億５３００万３４００円で請負契約を締結するものでございます。

１２０ページをお願いいたします。「議案第３８号」及び「議案第３９号」の２件の「財産の取得」につきましては、職員用情報ネットワーク端末機器を整備するものでございます。契約の相手方、取得価格はそれぞれ、「議案第３８号」のデスクトップパソコン一式が株式会社玉置、５１１５万円。「議案第３９号」のノートパソコン一式が株式会社トータルオフィス筑豊営業所、２９７０万円でございます。

１２２ページをお願いいたします。「議案第４０号 土地の処分」につきましては、栗尾工業団地北側、１万６０７９．１３平方メートルを株式会社岡崎製作所に３億４００万円で売却するものでございます。

１２５ページをお願いいたします。「議案第４１号 土地の処分」につきましては、平恒地区工場適地、１万７２６８．１３平方メートルを松岡運送有限会社に１億１２６２万５千円で売却するものでございます。

１２８ページをお願いいたします。「議案第４２号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」につきましては、下田川清掃施設組合が解散されることに伴うものでございます。

１３１ページをお願いいたします。「議案第４３号 市道路線の認定」につきましては、寄附採納等に伴うものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田慎二）

企業会計予算関連議案の提案理由を説明いたします。

飯塚市公営企業会計補正予算書の３ページをお願いいたします。「議案第２号 令和６年度飯塚市下水道事業会計補正予算（第３号）」につきましては、国の補正予算に伴うもので、第３条で、資本的収入を６７３５万円、資本的支出を７６６１万円増額するものでございます。第４条、企業債では、起債の限度額を変更するものでございます。

続きまして、令和７年度当初予算について説明いたします。いずれの予算議案も、令和７年度

施政方針に基づく事務事業を実施するため、予算計上するものでございます。

飯塚市公営企業会計予算書の５ページをお願いいたします。「議案第１３号 令和７年度 飯塚市水道事業会計予算」につきましては、第３条で、水道事業収益を２８億５７００万３千円、水道事業費用を２６億８６４４万５千円計上いたしております。第４条では、次の６ページの資本的収入を９億８４００万２千円、資本的支出を２２億２３９７万７千円計上いたしております。第５条、継続費では、改良事業に係る総額及び年割額を定め、第６条、企業債では、起債の限度額等を定めるものでございます。

４１ページをお願いいたします。「議案第１４号 令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計予算」につきましては、第３条で、工業用水道事業収益を５８１７万円、工業用水道事業費用を５８１７万１千円計上いたしております。第４条では、資本的収入を６５６１万８千円、資本的支出を６６６１万８千円計上いたしております。

５９ページをお願いいたします。「議案第１５号 令和７年度 飯塚市下水道事業会計予算」につきましては、第３条で、下水道事業収益を２２億４４４５万７千円、下水道事業費用を２１億３９４１万８千円計上いたしております。第４条では、次の６０ページの資本的収入を６億８８７２万７千円、資本的支出を１４億６１７９万３千円計上いたしております。第５条、債務負担行為では、期間及び限度額を定め、第６条、企業債では、起債の限度額等を定めるものでございます。

９１ページをお願いいたします。「議案第１６号 令和７年度 飯塚市立病院事業会計予算」につきましては、第２条で、病院事業収益を６億４６７９万７千円、病院事業費用を６億３３９４万４千円計上いたしております。第３条では、資本的収入を４億５０８６万５千円、資本的支出を４億５１３６万５千円計上いたしております。第４条、企業債では、起債の限度額等を定めるものでございます。

次に、予算関連議案以外の議案について説明いたします。

議案書の１００ページをお願いいたします。「議案第３５号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりましたが、上程議案４５件のうち、「議案第１号」、「議案第２号」及び「議案第４号」から「議案第４５号」までの４２件、以上４４件に対する質疑、委員会付託は、後日行いたいと思いますので、ご了承願います。

ただいまより、議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第５１条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第３号」について、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は、「令和７年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は、１１名といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、4番 赤尾嘉則議員、6番 奥山亮一議員、8番 藤堂 彰議員、10番 田中武春議員、11番 川上直喜議員、14番 石川華子議員、16番 土居幸則議員、19番 田中博文議員、22番 秀村長利議員、24番 金子加代議員、27番 坂平末雄議員、以上11名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました11名の方々を、令和7年度一般会計予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

午後 0時25分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。

令和7年度一般会計予算特別委員会正副委員長が決定いたしましたので発表いたします。委員長、6番 奥山亮一議員、副委員長、4番 赤尾嘉則議員であります。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時25分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1 番	江 口 徹	1 5 番	永 末 雄 大
2 番	兼 本 芳 雄	1 6 番	土 居 幸 則
3 番	深 町 善 文	1 7 番	吉 松 信 之
4 番	赤 尾 嘉 則	1 8 番	吉 田 健 一
5 番	光 根 正 宣	1 9 番	田 中 博 文
6 番	奥 山 亮 一	2 0 番	鯉 川 信 二
7 番	藤 間 隆 太	2 1 番	城 丸 秀 高
8 番	藤 堂 彰	2 2 番	秀 村 長 利
9 番	佐 藤 清 和	2 3 番	小 幡 俊 之
1 0 番	田 中 武 春	2 4 番	金 子 加 代
1 1 番	川 上 直 喜	2 6 番	瀬 戸 元
1 3 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 4 番	石 川 華 子	2 8 番	道 祖 満

(欠席議員 0名)

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二 石 記 人

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 林 里 美

議事調査係長 渕 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

経済政策推進室長 早 野 直 大

副 市 長 久 世 賢 治

都市建設部次長 中 村 章

副 市 長 藤 江 美 奈

企業局次長 今 仁 康

教 育 長 桑 原 昭 佳

企業管理者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 兼 丸 義 経

こども未来部長 林 利 恵

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

市民協働部次長 内 田 博 茂

公営競技事業所長 松 尾 修 二